



Title	財務会計基準書第80号「先物契約の会計処理」の検討 (2)
Author(s)	嶺, 輝子
Citation	経営と経済, 68(4), pp.93-115; 1989
Issue Date	1989-03
URL	http://hdl.handle.net/10069/28377
Right	

This document is downloaded at: 2019-05-23T20:16:34Z

財務会計基準書第80号

「先物契約の会計処理」の検討(2)

嶺 輝 子

目 次

1. はじめに
2. 先物契約締結時の会計処理
3. ヘッジ規準
 - (1) 保有資産、負債および確定コミットメントのヘッジ規準
 - (2) 予定取引のヘッジ規準
4. 先物契約の市場価値変動（損益）の認識
 - (1) 市場価値変動の認識方法（以上、前号）
 - (2) 投機目的の場合の会計処理
 - (3) ヘッジ目的の場合の会計処理
 - (A) 保有資産または負債のヘッジ
 - (B) 確定コミットメントおよび予定取引のヘッジ
 - (C) ヘッジ会計の特則
5. むすび（以上、本号）

（2）投機目的の場合の会計処理

企業が先物契約を投機の一手段として使用するのには、先物契約の市場価格の変動を利用して利益を得るためであり、その行為の結果は、当該行為を行っている期間の企業の業績に反映されなければならない。そのためには、会計上、先物契約の市場価値の変動は、その変動の生じた期間の損益として認識されなければならない⁽⁵⁹⁾。このような会計処理に対しては、先に述べたよ

(59) FASB¹, op. cit., para. 4; FASB², op. cit., para. 3.

うに、有価証券や棚卸資産の評価に取得原価基準を採用している場合、先物契約の市場価値の変動を即座に損益として認識すること、特に利益を認識することは、現行の一般に認められた会計処理法からの逸脱ではないかという批判が予想される。しかしながら、先物契約自体が、会計上、認識されていないのであるから、期末において先物契約を時価とか原価あるいは低価基準で評価するという発想は、出てこないはずである。ここで認識される対象は、先物契約自体の価値ではなく、先物契約の目的に照らしての、市場価値の変動によって生ずる経済的効果（損益）である。

次に、簡単な仕訳例を示しておこう。例えば、先物契約の市場価値が有利に変動した場合には、値洗いによって証拠金が増加するので、次のような仕訳になる。

証 拠 金 ××× 先物契約利益 ×××

逆に、不利に変動した場合には、次のような仕訳になる。

先物契約損失 ××× 証 拠 金 ×××

（3）ヘッジ目的の場合の会計処理

基準書第80号は、「報告される利益（reported earnings）は、ヘッジの経済的意味を忠実に表示するとともに、当該企業のヘッジ実務の効果を反映していなければならない」⁽⁶⁰⁾と述べている。先に検討したように、先物契約の市場価値の変動に基づく損益は、実現損益として理解するには、いま一步疑問が残るとしても、少なくとも実現可能な損益として理解することができるので、その変動の生じた期間の損益計算に含められるべきである。しかし、先物契約がヘッジを目的としている場合には、当該先物契約の市場価値の変動を直ちに損益として認識することは、ヘッジとしての相殺額を、そのヘッジ対象項目から生ずる損益とは異なった会計期間の損益に計上する結果になるかもしれない。そうなった場合には、「実際には、価格または金利変動へのエクスポージャーが軽減してしまっているときに、かえって価格または金利変動へのエクスポージャーを増大させてしまうことを示唆し、利益の変動幅

⁽⁶⁰⁾(61) FASB², op. cit., para. 40.

を激化させる傾向になるだろう。」⁽⁶¹⁾そこで、ヘッジ目的の先物契約の場合、ヘッジの経済的意味ないし効果を会計上に忠実に反映させるためには、次の点を考慮しなければならない。

① ヘッジ対象項目の種類^{タイプ}（ヘッジされる項目が保有資産、負債であるか、確定コミットメントであるか、それとも予定取引であるか）

② ヘッジ対象項目の評価基準（時価基準、原価基準あるいは低価基準か）

なお、公開草案の5項では、先物契約が保有資産、負債または確定コミットメントのヘッジとして有効でない範囲については、ヘッジとしての会計処理が適用されず、当該先物契約の市場価値の変動は、その変動の生じた期間の損益として認識されることになっていた⁽⁶²⁾。ところが、予定取引のヘッジを目的としている先物契約の会計処理を規定している7項では、ヘッジ目的の先物契約の市場価値の変動を、ヘッジとして有効である部分と有効でない部分とに区別することを、そして、それぞれの部分に対して異なる会計処理をすることを、要求していなかった。つまり、同じくヘッジを目的とした先物契約に関して、5項と7項では、一貫した会計処理が要求されていなかった。このことから、5項の、ヘッジとしての会計処理の適用をヘッジとして

⁽⁶²⁾ この点について、公開草案は、次のように説明している。すなわち、「審議会は、ヘッジ目的の先物契約に関して、次の二つの会計処理方法を考慮した。

a. 先物契約の市場価値の変動全部を、ヘッジ対象項目の簿価に含める〔方法〕

b. aと同じアプローチではあるが、その先物契約がヘッジとして有効でない範囲については、損益として認識するという制限付の〔方法〕

審議会は、先物契約の市場価値の変動と、ヘッジ対象項目の価値の変動との間に、完全な相関関係があるということは、通常ありえないかもしれないと理解している。審議会は、ヘッジの有効性が考慮されなければならないと結論を下した。ヘッジ目的の先物契約の市場価値の変動が、ヘッジ対象項目の価値の上昇または下落により、単に部分的に相殺されるにすぎない場合には、審議会は、もし〔その相殺されない部分〕が重要であれば、企業が〔その相殺されない部分だけ〕当期に認識されるべき利益を獲得した、または損失をこうむったと確信する。一番目の方法は、後の期間まで、それらの損益を報告しないだろう」(FASB¹, op. cit., para. 42)と。このことから、上記のbの方法が採択されたのである。

表1 公開草案の5項のヘッジ会計規定に対するビッグ・エイトの見解

<p>アーサー・アンダーセン</p>	<p>アーサー・ヤング</p>	<p>クーパーズ・アンド・ライブランド</p>	<p>デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ</p>	<p>アーンスト・アンド・ウイニー</p>	<p>プライス・ウォータハウス</p>	<p>トウシュ・ロス</p>
<p>損益の繰延べヘッジとして有効であると考えられる金額に制限する5項の規定には不賛成である (FASB⁴, op. cit., p. 388)。 5項bの有効性の規準を満たしヘッジとして有効であることと認められた上で、さらに有効性の範囲内に損益の繰延べを制限することは不当である (FASB⁴, op. cit., p. 389)。</p>	<p>損益の繰延べヘッジとして有効であると考えられる金額に制限する5項の規定に反対する審議委員の意見¹⁸に賛成である。 かかる制限はやむにやまれぬ理由または明白な便益もなしに現行の実務を一層複雑にするだけであり、また、かかる制限は別々の期間に損益を認識させることになり、ヘッジの経済的実態と一致しない結果を生ぜしめる (FASB⁴, op. cit., p. 292)。</p>	<p>ヘッジ目的の先物契約が、当該先物契約がある範囲においてのみ繰延べられるべきであるという原則に賛成である (FASB⁴, op. cit., p. 615)。</p>	<p>先物契約の市場価値の変動とヘッジ対象項目のそれとは、一般に、完全に相関関係にあるとは限らない。不完全な相関関係は、先物契約によるヘッジの場合には当然生じうるものである。不完全であっても予想通りの相関関係が成立している場合の損益は完全な相関関係の成立し別個に会計処理されるべきではないと確信する。 損益の繰延べは一般に5項で提案されているようなヘッジの有効性の趣及的再評価によって制限されるべきではないと確信する (FASB⁴, op. cit., p. 594)。</p>	<p>概念的には、ヘッジ目的の先物契約に基づき損益が、ヘッジとして有効な範囲内に限り繰延べられるべきであるということに賛成である。しかし、有効性の程度を決定する方法として、脚注5で提示された方法に限らず、企業が合理的であると考えるいかなる方法も認められるべきである (FASB⁴, op. cit., pp. 580-581)。</p>	<p>ヘッジ目的の先物契約のポジションの市場価値の変動の認識を繰延べるためには、かかかポジションがヘッジとして有効であるという証拠がなければならぬという審議会の概念上の見解を支持する (FASB⁴, op. cit., p. 634)。</p>	<p>先物契約の市場価値の変動のうち、質に含められた範囲に於いて適切な開示がなされるべきである (FASB⁴, op. cit., p. 499)。</p>

※これについては、本稿の注63を参照していただきたい。

有効な範囲内に制限するという規定には反対であるとのコメントが、FASBに多く寄せられた⁽⁶³⁾。例えば、ピート・マーウィック・ミッチェル (Peat, Marwick, Mitchell)を除くすべてのビッグ・エイトがコメントを提供しているが、この5項の規定についての各会計事務所の見解は、前頁の表1の通りである。

なお、AICPA のオプションに関する特別委員会は、反対6、賛成1、棄権1で、ヘッジ目的の先物契約に基づく損益の認識の繰延べを、ヘッジとして有効であると考えられる金額に制限する公開草案の5項の規定に反対した⁽⁶⁴⁾。また、AICPA の会計基準執行委員会も、賛成11、反対2、棄権2で、先物契約が5項のa、bおよびcで述べられているヘッジのための条件を満たす限り、ヘッジとして有効でない範囲の損益をも含め、先物契約に基づく損益の金額が繰延べられるべきであると主張した⁽⁶⁵⁾。

また、公開草案は、その脚注5で「ヘッジ目的の先物契約の有効性は、当該ヘッジの開始以降における、先物契約の市場価値の変動とヘッジ対象項目(資産、負債またはコミットメント)の公正価値の未認識の変動(unrecognized

(63) 5項と7項の会計処理に一貫性がないという点以外に、損益の繰延べを、ヘッジとして有効であると考えられる金額に制限することに反対する理由は、審議会の委員の一人によって、次のように主張されている。すなわち、「5(a)、(b)および(c)項に明記されている条件が満たされるときには、繰延べの正当性は、ヘッジの開始時点において確立される……。その後は、たとえヘッジ対象構成項目の半分が、一層大きな価格変動を受けるとしても、当該取引の経済実態は同じであり、そして、会計処理も同じであるべきである。その制限は、会計処理を一層複雑にするだけであって、何ら明白な情報上の便益を生み出しはしないであろう。事実、それは、異なる期間に損益を相殺する、すなわち繰延べる目的と矛盾すると思われる結果を生み出す、傾向にあるだろう」(FASB⁴, op. cit., para. 59) と。

(64) FASB⁴, op. cit., p. 624. 同特別委員会は、「企業の資産、負債および確定コミットメントのヘッジに基づく損益の繰延べに関する有効性による制限が、7項および8項で提案された一定の予定取引に係わる先物契約の会計処理と一貫していないと確信する」(FASB⁴, op. cit., p. 625) とも述べている。

(65) FASB⁴, op. cit., p. 621.

changes)とを比較することによって評価されるかもしれない」と述べ、ヘッジの有効性の評価方法を提示するとともに、ヘッジの有効性の継続的评价が必要であることを示唆した。しかし、多くのコメント提供者は、先物契約によってリスクが軽減されるかどうかに関するヘッジ開始時の評価だけで十分であるとして、継続的评价に反対した。⁽⁶⁶⁾

以上述べたような公開草案の5項の規定に対する反対、すなわち、①ヘッジとしての会計処理の適用を、ヘッジとして有効な範囲内に制限することへの反対と、②ヘッジの有効性を、ヘッジ開始以降も継続して定期的に再評価することへの反対、に関して、基準書第80号は、次のような結論を下した。まず、②の点については、ヘッジ開始時には高い相関関係が見込まれるとしても、それ以降における実際の価格の相関関係は、予想したものとはかなり異なることがある。したがって、ヘッジとしての会計処理を継続するか否かは、前もって行った予想に基づいてではなく、現実に起こったことによって判断されなければならない。⁽⁶⁷⁾ このことから、ヘッジの有効性（高い相関関係の存在）は、定期的に評価されなければならないと⁽⁶⁸⁾。

次に、①の点については、ヘッジ開始時にヘッジとして有効であると見込まれたとしても、期末等において、ヘッジの有効性を実際の結果に基づいて評価してみて、有効性に疑問がある、つまり高い相関関係が成立していないことが明らかになった場合には、当該先物契約をヘッジとして会計処理することを中止し、ヘッジ開始以来、価格または金利の変動がヘッジ対象項目に及ぼす影響を、当該先物契約の市場価値の変動が相殺していない範囲について、損益を認識しなければならないと。そして、これら①および②に対する結論を、保有資産、負債または確定コミットメントのヘッジの場合のみならず、予定取引のヘッジの場合にも同じように適用することを要求することによって、基準書第80号は、批判のあったヘッジ目的の先物契約に関する会計処理の一貫性を確保した。⁽⁶⁹⁾

⁽⁶⁶⁾⁽⁶⁷⁾ FASB², op. cit., para. 59.

⁽⁶⁶⁾⁽⁶⁹⁾ FASB², op. cit., para. 11.

(A) 保有資産または負債のヘッジ

a. ヘッジ対象資産または負債が時価で評価されている場合

年金基金会計、銀行、証券会社または投資会社の会計、穀物会計 (Grain Accounting) などでは、その保有する有価証券や棚卸資産を、期末の公正価値 (fair value) で評価することが要求されている。かかる場合には、これらの項目に対するヘッジを目的とした先物契約の市場価値の変動は、ヘッジ対象項目の公正価値の変動と同様に、当期 (変動が生じた期間) の損益として認識されなければならない⁽⁷⁰⁾。

なお、一部の企業では、資産を公正価値で計上しているが、その公正価値の未実現の変動を、当該資産を売却またはその他の方法で処分するまで、株主持分の別個の構成項目に含めている。この場合には、当該資産に対するヘッジ目的の先物契約の市場価値の変動もまた、当該ヘッジ対象資産が売却またはその他の方法で処分されるまで、株主持分の別個の構成項目に含められなければならない⁽⁷¹⁾。いずれの方法にせよ、ヘッジ対象項目の公正価値の変動が損益として認識されるとき、それに対応して、先物契約の市場価値の変動も損益として認識されるのである。そうすれば、両者の損益が対応・相殺されることになり、ヘッジ効果を会計上に反映させることができるのである。以下、単純化した例を用いて、具体的な会計処理を示しておくことにする。

〔例1〕 A社は、3月1日に、現在保有している有価証券 (簿価9,850ドル) の価値が、将来、下落すると予想し、その価値下落による損失をヘッジするために、当該有価証券と同種・同量の先物契約を9,800ドルで売却するとともに、証券会社に証拠金500ドルを預託した。9月30日 (期末) に、予想通り、現物市場および先物市場での価値が、9,700ドルに下落した。10月31日に、9,680ドルで当該有価証券を売却するとともに、先物契約も手仕舞いした。

(70)(71) FASB², op. cit., para. 5.

3月1日の仕訳：

証 拠 金	500	現 金	500
-------	-----	-----	-----

9月30日の仕訳：

証 拠 金	140	先物契約利益	140 ^{※1}
-------	-----	--------	-------------------

有価証券評価損	150 ^{※2}	有 価 証 券	150
---------	-------------------	---------	-----

※1 9,840ドル-9,700ドル=140ドル（3月1日～9月30日の間の先物契約の価値変動額）

※2 9,850ドル-9,700ドル=150ドル（9月30日までの間の有価証券の価値変動額）

10月31日の仕訳：

証 拠 金	20	先物契約利益	20 ^{※1}
-------	----	--------	------------------

現 金	660	証 拠 金	660 ^{※2}
-----	-----	-------	-------------------

現 金	9,680	有 価 証 券	9,700
-----	-------	---------	-------

有価証券売却損	20 ^{※3}
---------	------------------

※1 9,700ドル-9,680ドル=20ドル（10月1日～10月31日の間の先物契約の価値変動額）

※2 500ドル（3月1日に預託した証拠金）+160ドル（決済差金9,840ドル-9,680ドル）=660ドル（証拠金の清算）

※3 9,700ドル-9,680ドル=20ドル（10月1日～10月31日の間の有価証券の価値変動額）

上記の仕訳から明らかなように、先物契約の市場価値の有利な変動によって生じた先物契約利益を、有価証券評価損および有価証券売却損と対応させることによって、先物市場での利益とヘッジ対象項目の現物市場での損失は相殺され、期末における評価損は実質的に10ドルに軽減され、また10月31日の売却損は事実上ゼロになって、先物契約によるヘッジ効果は、会計上に反映されるのである。

b. ヘッジ対象資産または負債が原価で評価されている場合

基準書第80号によると、この場合の先物契約の市場価値の変動は、ヘッジ対象項目の簿価の修正として認識されなければならない⁽⁷²⁾。つまり、先物契約の市場価値の変動は、その変動の生じた時に、直ちに損益として認識されるのではなく、将来においてヘッジ対象項目が売却等によって処分ないし精算され、損益が認識されるときまで、簿価の修正という形で繰延べられなければならないのである。というのは、ヘッジ対象項目から生ずる損失の軽減というヘッジの経済効果を会計上に反映させるためには、ヘッジ対象項目に基づく損益が認識されるまで、先物契約に基づく損益の認識も繰延べ、両者の損益を対応させなければならないからである。かかる意味からすれば、ヘッジ目的の先物契約は、会計上、独立した取引と考えられているのではなく、ヘッジ取引はヘッジ対象項目の将来の売却その他の取引と密接に結びつけられることにその意義のある、付随的な取引と考えられているといえる。先の例1を用いて具体的に会計処理を示せば、次のようになる。

3月1日の仕訳：

証 拠 金	500	現 金	500
-------	-----	-----	-----

9月30日の仕訳：

証 拠 金	140	先物契約繰延利益	140
先物契約繰延利益	140	有 価 証 券	140

10月31日の仕訳：

証 拠 金	20	先物契約繰延利益	20
先物契約繰延利益	20	有 価 証 券	20
現 金	660	証 拠 金	660

現 金	9,680	有 価 証 券	9,690 [※]
-----	-------	---------	--------------------

有価証券売却損	10
---------	----

※ 9,850ドル－140ドル－20ドル＝9,690ドル（10月31日の売却直前の修正簿価）

(72) FASB², op. cit., para. 6.

上記の期末（9月30）の仕訳から明らかのように、先物契約の市場価値の有利な変動額だけ、ヘッジ対象項目である有価証券の簿価を減じるのである（もし市場価格が不利に変動したならば、その不利な変動相当額だけ有価証券の簿価を増加させる）。有価証券の簿価を減ずるということは、将来、有価証券を売却したときの売却（売上）原価を減ずるということを意味する。また、売却時（10月31日）の仕訳は、先物契約によってヘッジされていたため、本来ならば、170ドル（=9,850ドル-9,680ドル）になったはずの有価証券売却損が、10ドルに軽減されたことを示している。

この先物契約の市場価値の変動の認識方法において問題になるのは、ヘッジ対象項目の簿価を直接、修正する点である。簿価を修正することは、当該会社が採用している取得原価基準に反するように思われる。確かに、ヘッジの経済的効果を会計上に反映させるのに、簿価を修正することは有効である。しかし、貸借対照表上の簿価は、損益計算目的からすれば、将来の売却（売上）原価を意味するとしても、貸借対照表目的からすれば、過去の取引によって確定した資産または負債の価値（取得原価）を表わしている。したがって、取得原価基準を採用している場合に、簿価を修正することは、貸借対照表の読者を混乱させ、誤解させることになるかもしれない。

先物契約の市場価値の変動を認識するのであれば、それは、本来ならば、当該先物契約自体の価値の増減として認識されるべきものである。しかるに、ヘッジ対象項目の簿価を直接、修正しなければならないのは、先物契約によって発生する権利・義務を、資産および負債として、前もって認識していなかったことに起因する⁽⁷³⁾。前もって認識していれば、先物契約の市場価値の変動は、ヘッジ対象項目の簿価の修正としてではなく、先物契約自体（先物買契約または先物売契約）の価値の修正として認識できるのである。例えば、先物為替予約の場合には、予約した時点で、それに伴って発生する権利お

(73) もちろん、先物契約自体を会計上で認識していなくても、先物契約の市場価値の変動を直接ヘッジ対象項目の簿価の修正とするのではなく、ある適当な別個の勘定に認識しておき、ヘッジ対象項目が売却またはその他の方法で処分される時点で、ヘッジ対象項目の簿価を修正するという方法も考えられ得る（FASB⁴, op. cit., p. 507）。

よび義務が資産および負債として認識されるため、為替レートの変動は、当該権利を表わす資産（為替買予約）勘定または当該義務を表わす負債（為替売予約）勘定の増減として認識されるのである。

c. ヘッジ対象資産または負債が低価基準によって評価されている場合
この場合、先物契約の市場価値の変動は、原価で評価されている場合と同じように、ヘッジ対象項目の簿価の修正として認識される。その上で、ヘッジ対象項目の修正された簿価と、その時価（公正価値）が比較される。そして、当該修正簿価が時価を超える場合には、その超過額は、評価損として当期に認識される。先の例1を用いて会計処理を示せば、次のようになる。

3月1日の仕訳：

証 拠 金	500	現 金	500
-------	-----	-----	-----

9月30日の仕訳⁽⁷⁴⁾：

証 拠 金	140	先物契約繰延利益	140
-------	-----	----------	-----

先物契約繰延利益	140	有 価 証 券	140
----------	-----	---------	-----

有価証券評価損	10 [※]	有 価 証 券	10
---------	-----------------	---------	----

※ 9,710ドル（期末簿価=9,850ドル-140ドル）-9,700ドル（期末時価）
=10ドル（評価損）

10月31日の仕訳：

証 拠 金	20	先物契約繰延利益	20
-------	----	----------	----

先物契約繰延利益	20	有 価 証 券	20
----------	----	---------	----

現 金	660	証 拠 金	660
-----	-----	-------	-----

現 金	9,680	有 価 証 券	9,680
-----	-------	---------	-------

(74) 低価基準を採用している場合、時価が下落している時期は時価によって評価されるのであるから、ヘッジ効果を会計上に反映させるためには、時価基準が採用されている場合と同様、次のような会計処理も考えられ得る。

証 拠 金	140	先物契約利益	140
有価証券評価損	150	有 価 証 券	150

しかし、審議会は、かかる会計処理を推奨していない。それは、かかる方法によった場合、時価が簿価よりも低い場合と高い場合とで、同一の方式の会計処理ができないからであると推察される。

前頁の期末（9月30日）の仕訳は、有価証券の公正価値（時価）が簿価と比較して150ドル（=9,850ドル-9,700ドル）低くなったので、先物契約によるヘッジがなければ150ドルの評価損を認識しなければならなかったのであるが、それが先物契約の市場価値の変動による利益によって相殺され、10ドルに軽減されたことを示している。このことから、先物契約の市場価値の変動は、同じく簿価の修正として認識されても、原価基準の場合には売却時まで損益としての認識が繰延べられることを意味するが、低価基準の場合には、評価損を相殺した範囲（この例では140ドル）で、当期の損益として認識されたことになる。この点を特に注意する必要がある。また、10月31日の仕訳では、9月30日にすでに有価証券評価損を計上しているので、原価基準の場合のように有価証券売却損は計上されない。

(B) 確定コミットメントおよび予定取引のヘッジ

確定コミットメントおよび予定取引は、いずれも将来、履行または実行が予期される取引である。基準書第80号によると、確定コミットメントまたは予定取引のヘッジである先物契約の市場価値の変動は、将来において当該確定コミットメントが履行または予定取引が実行される時、その取引の測定額（取引価額）に含められなければならない⁽⁷⁵⁾。そして、この測定額に含められた先物契約の市場価値の変動額は、取引によって取得される資産または発生する負債が、その後、売却等によって処分ないし精算される日に、事実上、損益として認識されることになる。

(75) FASB², op. cit., paras. 6 and 9. なお、公開草案では、5項と7項において規定されている。また、このことについて、森田教授は、次のように説明しておられる。すなわち、「予定されている債券への投資について、金利水準の低下による利子収益の減少をヘッジする目的で先物買契約を行った場合、あるいは、予定されている社債の発行について、金利水準の上昇による利子負担の増加をヘッジする目的で先物売契約を行った場合には、その先物契約の価格変動は、これを直ちに損益として認識せず、予定されている取引の測定額に含める。このようにすることによって、前者については、予測通りに金利水準が低下して目標とする金利の債券の市場価格が上昇しても、先物買契約の決済によって得られる利益を上昇した債券の取得原価から控除することにより、目標とする金利の債券を先物契約時の価格で取得できたことになる。また、後者については、予測通りに金利水準が上昇して高金利の社債を発行したとしても、先物売契約の決済により得られた利益を社債の発行価格に加えることにより、事実上、それだけのプレミアム付きで社債を発行した状態になり、予定通りの金利負担で済みことになるのである」（森田哲彌「前掲論文」9項）と。

但し、「予定される資産の取得または予定される負債の発生をヘッジする先物契約に関する会計処理は、それらの種類の資産または負債について当該企業が採用している会計処理方法と一致したものでなければならない」⁽⁷⁶⁾ので、もし、取得が予定されている資産、または発生が予定されている負債が、その取得または発生後に時価基準によって評価されることになっている場合には、先物契約の市場価値の変動も、先に検討した、時価基準で評価されている保有資産または負債のヘッジの場合と同様、その変動が生じた期間の損益として認識される⁽⁷⁷⁾。また、もし、その取得または発生後に低価基準によって評価されることになっている場合、例えば、先物買契約の市場価値の下落から生じた損失は、その損失を繰延べ、取得を予定している商品の原価に含めても、市場価格の低迷等により、その増加した取得原価が、当該商品の販売を通じて回収することができないということが明白に予想される金額の範囲において、当期の損失として認識され、残りは、当該確定コミットメントまたは予定取引が履行ないし実行される日まで繰延べられ、取引の測定額に含められることになる⁽⁷⁸⁾。

以上のことから明らかなように、確定コミットメントまたは予定取引のヘッジを目的とする先物契約の会計処理は、保有資産または負債のヘッジを目的とする先物契約の会計処理と、基本的には同じである⁽⁷⁹⁾。そこで、次の単純化した例を用いて具体的な会計処理を示すことにするが、ここでは、原価での評価の場合だけにとどめておく。

(76) FASB², op. cit., para. 10.

(77) FASB¹, op. cit., para. 8; FASB², op. cit., para. 5.

(78) FASB¹, op. cit., para. 8; FASB², op. cit., para. 10.

(79) ただ、予定取引のヘッジの場合、予定取引が実行される前に先物契約が手仕舞いされても、先物契約の市場価値の変動は、そのまま繰延損益として保留され、予定取引が実行された時に、その測定額に含められる。また、予定取引の数量が当初のヘッジの数量よりも下回ると見込まれる場合には、先物契約の市場価値の変動のうち、下回る部分に相当するものは、繰延べずに、当期の損益として認識しなければならない (FASB¹, op. cit., para. 8; FASB², op. cit., para. 10)。

〔例2〕 B社は、販売契約の履行に必要な特定の商品を、1989年3月末までに入手することを予定して当該商品の将来の仕入価格の値上がりをヘッジするために、1988年10月1日に、1989年3月限の先物買契約を10,000ドルで締結するとともに、証拠金として、現金500ドルを預託した。期末（12月31日）に、当該先物契約の市場価値が9,400ドルに下落したため、証拠金600ドルを追加預託した。1989年3月31日に、予定通り、現物市場で商品を10,200ドルで購入するとともに、当該先物買契約を手仕舞いした。

10月1日の仕訳：

証 拠 金	500	現	金	500
-------	-----	---	---	-----

12月31日（期末）の仕訳：

先物契約繰延損失	600 [※]	証 拠 金	600	
証 拠 金	600	現	金	600

※ 10,000ドル-9,400ドル=600ドル（10月1日～12月31日間の先物契約の価値変動額）

3月31日の仕訳：

証 拠 金	800	先物契約繰延利益	800 ^{※1}
現	金 1,300	証 拠 金	1,300 ^{※2}

先物契約繰延利益	800	先物契約繰延損失	600
商	品 10,000 ^{※3}	現	金 10,200

※1 10,200ドル-9,400ドル=800ドル（1月1日～3月31日間の先物契約の価値変動額）

※2 500ドル（10月1日に預託した証拠金）+600ドル（12月31日に追加預託した証拠金）+200ドル（決済差金：10,200ドル-10,000ドル）=1,300ドル（証拠金の清算）

※3 10,200ドル（現物市場での商品の仕入価格）-200ドル（先物契約に基づく正味利益：800ドル-600ドル）=10,000ドル（商品の事実上の仕入原価）

上記の仕訳から明らかなように、現物市場での商品の仕入価格は10,200ドルであったが、繰延べられてきた先物契約に基づく正味利益200ドルが、その仕入取引の測定額に含められ、仕入価格の値上がり分200ドルと相殺されるため、当該商品の原価は、10,000ドルとなる。換言すれば、上記の一連の仕訳は、先物契約のヘッジ効果によって、B社が、当該商品を先物契約締結時の価格で取得したことを、会計上に反映させるためのものであるといえよう。

このような会計処理方法に対して、次のような疑問が提示されている。第一は、先物契約の市場価値の変動を直ちに損益として認識せず、貸借対照表上で繰延べる場合、その繰延べられる項目は資産や負債なのであろうかという疑問である。第二は、先物契約の市場価値の変動を、将来に予定されている取引の測定額に含めた場合、その測定額は、当該取得される資産、または発生する負債の公正価値を示したものではなくるのではないかという疑問である。第三は、先物契約の結果と、その後に行われる取引とは、別個の会計処理を必要とする別個の事象ではないのか⁽⁸⁰⁾という疑問である。

第一の疑問に対しては、次のような反論が考えられる。従来から、適切な期間損益計算を行う目的で、損失または利益の認識が繰延べられ、貸借対照表上で資産または負債として計上されてきている。予定取引のヘッジを目的とする先物契約の市場価値の変動に基づく損益の繰延べも、ヘッジの経済的効果を会計上に忠実に反映させるためのものであって、利益操作を目的とするものではない。したがって、資産または負債としての繰延べが認められるべきである。

第二の疑問については、次のような反論が可能である。貸借対照表は、必ずしも公正価値を表示するものではない。予定取引のヘッジを目的とする先物契約の買建てまたは売建ては、本来、予定されている資産あるいは負債の取得または発生を最終目標とするプロセスの出発点と考えられ⁽⁸¹⁾、当該先

⁽⁸⁰⁾ FASB¹, op. cit., para. 45.

⁽⁸¹⁾ FASB¹, op. cit., para. 46.

物契約に基づく損益は、将来の取得または発生のための努力（ヘッジ行為）の結果である。そうだとすれば、先物契約の結果と、現物市場での資産の購入取引または負債の発生取引の結果とは、一体となって、当該取引の測定額を構成すると考えられる。

第三の疑問についてももう少し説明すると、次のようになる。先物契約の結果を測定額に含めた場合、その金額は、企業が実際に現物市場で取引した金額ではなく、企業が取引したいと考えていた金額を反映することになる。先物契約の結果と、その後の現物市場での取引とは、別個の会計処理を必要とする別個の事象である。その二つの事象の経済的効果は相互に相殺されるかもしれないが、そのことは、両者の結果を損益計算上、同時に認識・対応させなければならない理由とはならない⁽⁸²⁾、というものである。この第三の疑問については、すでに第二の疑問に対する反論で大半は答えたことになると思われるが、若干、補足しておくことにする。ヘッジが目的であるということは、当該先物契約と、ヘッジ対象項目である予定取引とは、時間的には前後するが、一対の取引であり、前者は、後者の実取引（現物市場での取引）において生ずるかもしれない価格または金利リスクを軽減し、企業が先物契約締結時に望んでいた取引金額を達成するために行われる取引である。ヘッジ目的としての先物契約のこのような経済的意義を考えれば、予定取引の実行による実取引の測定額は、企業が取引したいと考えていた金額であるべきであり、そのためには、先物契約の結果を実取引の結果に含めることが必要なのである。

(c) ヘッジ会計の特則

- ① 保有資産、負債または確定コミットメントのヘッジ開始時点で、ヘッジ目的の先物契約の市場価格と、ヘッジ対象項目の公正価値とが異なる場合がある。その差額は、いふなれば保有コスト（主として金利コスト）

⁽⁸²⁾ FASB¹, op. cit., para. 45.

であり、次の二つの条件を満たす場合⁽⁸³⁾には、基準書第52号の為替予約の場合と同じように、単独に、プレミアムまたはディスカウントとして、当該先物契約の存続期間にわたって償却され、損益として認識することができる⁽⁸⁴⁾。

イ. ヘッジ対象項目が、契約条件に従って受渡しされることができると、かつ

ロ. ヘッジ対象項目と先物契約の両方が当該先物契約の受渡決済日まで保有されると見込まれること。

- ② ヘッジ対象項目が金利付金融商品で、その評価法としてアモチゼーション法⁽⁸⁵⁾やアキュムレーション法⁽⁸⁶⁾を採用している場合、先物契約の市場価値の変動に応じて修正される簿価の修正額は、当該金利付金融商品の予想残存期間にわたって、受取利息または支払利息として償却されなければならない。そして、その償却は、遅くとも、特定の先物契約が

(83) このような二つの条件が課せられたのは、ヘッジ目的の先物契約の締結時にディスカウントまたはプレミアムが生ずる取引に基づく純利益または純損失（すなわち、先物契約の結果とヘッジ対象項目の公正価値の変動との差額）は、当該先物契約の決済日までには、現物価格と先物価格との間の乖離が解消する場合にのみ、ヘッジ開始時に確認されたディスカウントまたはプレミアムと等しくなると考えられるからである（FASB², op. cit., para. 50）。

(84) FASB², op. cit., para. 6. 基準書第52号の18項によると、先物為替予約のディスカウントまたはプレミアム（すなわち、予約日における先物レートと直物レートとの差に、先物為替予約の外貨額を掛けた額）は、先物為替予約に基づく損益とは別個に会計処理し、先物為替予約の期間にわたって損益計算に含めなければならないと規定されており、基準書第80号の6項は、この18項の規定の適用を、一定の条件を満たす先物契約にも認めようとするものである。

(85) アモチゼーション法 (amortization method) とは、公社債のような金利付金融商品の取得価格（簿価）が額面を超えている場合に、その超えている額（プレミアム）を、償還日までにわたって毎期一定の方法で償却し、簿価を減額していく方法である。

(86) アキュムレーション法 (accumulation method) とは、金利付金融商品の取得価格（簿価）が額面を下回る場合に、その下回る額（ディスカウント）を、償還日までにわたって毎期一定の方法で償却し、簿価を増額していく方法である。

手仕舞われた日に開始されなければならない⁽⁸⁷⁾。

以上の検討から明らかなように、先物契約の市場価値の変動は、一般原則として、値洗法（発生主義、なお、FASB は先物契約に基づく損益を実現損益と考えているので、実現主義の適用とも考えられる）によって、その変動の生じた期間の損益として認識される。しかし、ヘッジ目的の先物契約の場合、ヘッジとしての経済的意味ないし効果を会計上に忠実に反映させるためには、ヘッジ対象項目に基づく損益と、先物契約に基づく損益とを、関連・対応させて認識する（つまり、認識時期を同一にする）ことが必要である。換言すれば、ヘッジ目的の先物契約の市場価値の変動が、損益計算上、認識されるためには、発生主義（または実現主義）の原則と、「対応」の原則の両者が満たされなければならないということである。ヘッジ対象項目に基づく損益の認識時期は、ヘッジ対象項目の種類およびヘッジ対象項目に対して適用される評価基準の相違によって異なり、それに応じて、当該先物契約の市場価値の変動の、損益計算上の認識時期も異なるのである。このことを一覽表にして示せば、次のようになる（表2）。

(87) FASB², op. cit., para. 7. この規定で論議があったのは、償却の開始時期と、償却の期間の問題である。公開草案では、当該ヘッジが終了する日に償却を開始し、当該金利付金融商品の残存期間にわたって償却すべきことを要求した(FASB¹, op. cit., para. 6)が、この償却の開始時期と期間をめぐって、多くの異なるコメントが提供された。「概念的には、償却は、先物契約の市場価値の変動後、直ちに開始されるべきである。しかしながら、ヘッジ対象項目の簿価の修正額は、未決済の先物契約の市場価値の変動に応じて日々変化するので、そのような償却プロセスは、通常、煩わしいものとなるであろう。」そこで、基準書第80号では、償却開始の時期について、公開草案のようにヘッジ終了日としたのではロール・オーバーがなされ、いつヘッジが終了したのか不明瞭となり、ヘッジ行為が終了していないとの理由で、償却が先々に延ばされる可能性があるという点を考慮して、遅くとも特定の先物契約が手仕舞われた日と定めたのである。また、償却期間については、公開草案では、ヘッジ対象の金融商品の残存期間 (remaining life)、つまり、金融商品に記載されている満期期間であった。しかし、GNMA 債のような一部の金融商品は、実際の残存期間が満期期間よりも短いことがあるので、償却期間は、ヘッジ対象の金利付金融商品の予想残存期間 (expected remaining life) と規定されることになった (FASB², op. cit., para. 67)。

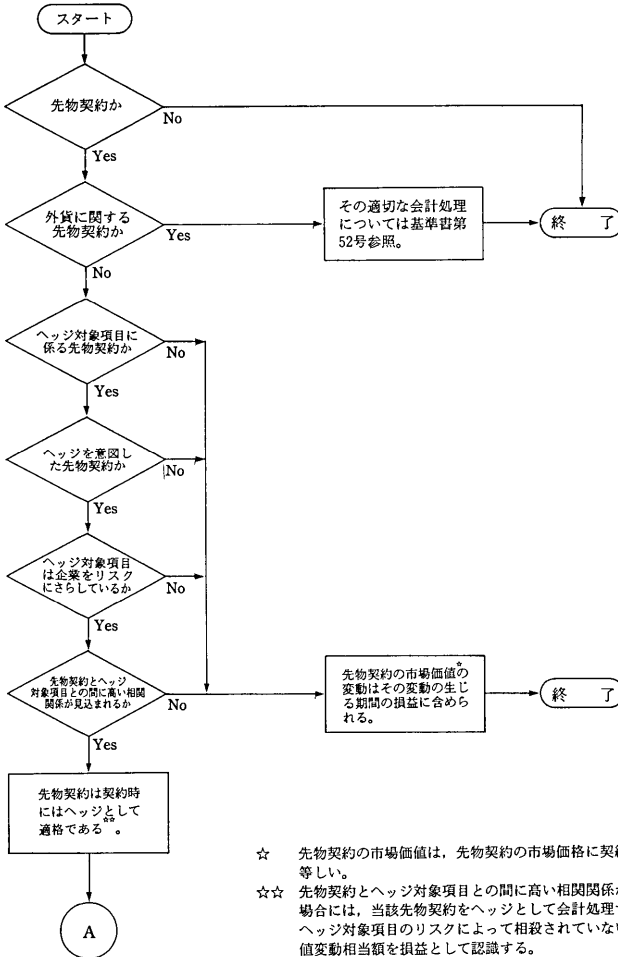
表2 先物契約の市場価値の変動に基づく損益の認識

先物契約締結の目的	ヘッジ対象項目		先物契約の市場価値の変動が損益として認識される時期	認識原則	
	評価基準	種類			
ヘッジ	時価基準	保有資産, 保有負債, 確定コミットメントまたは予定取引	先物契約の市場価値が変動する日	発生主義 (実現主義) + ヘッジ対象項目に基づく損益と先物契約に基づく損益との対応の原則	
	原価基準	保有資産または保有負債	ヘッジ対象項目の売却等による処分ないし清算日		
	低価基準	確定コミットメントまたは予定取引	ヘッジ対象項目である取引の結果として保有された後の資産または負債の同上の日		
		保有資産または保有負債	ヘッジ対象項目の簿価が時価まで引き下げられる日および売却等による処分ないし清算日		
投機 (ヘッジ以外)		確定コミットメントまたは予定取引	先物契約の市場価値が変動する日	発生主義 (実現主義)	

※これらの日には、利息の支払日または受取日も含まれる（以下同じ）。

また、基準書第80号の規定する会計処理をフローチャート形式で示せば次のようになる。⁽⁸⁸⁾

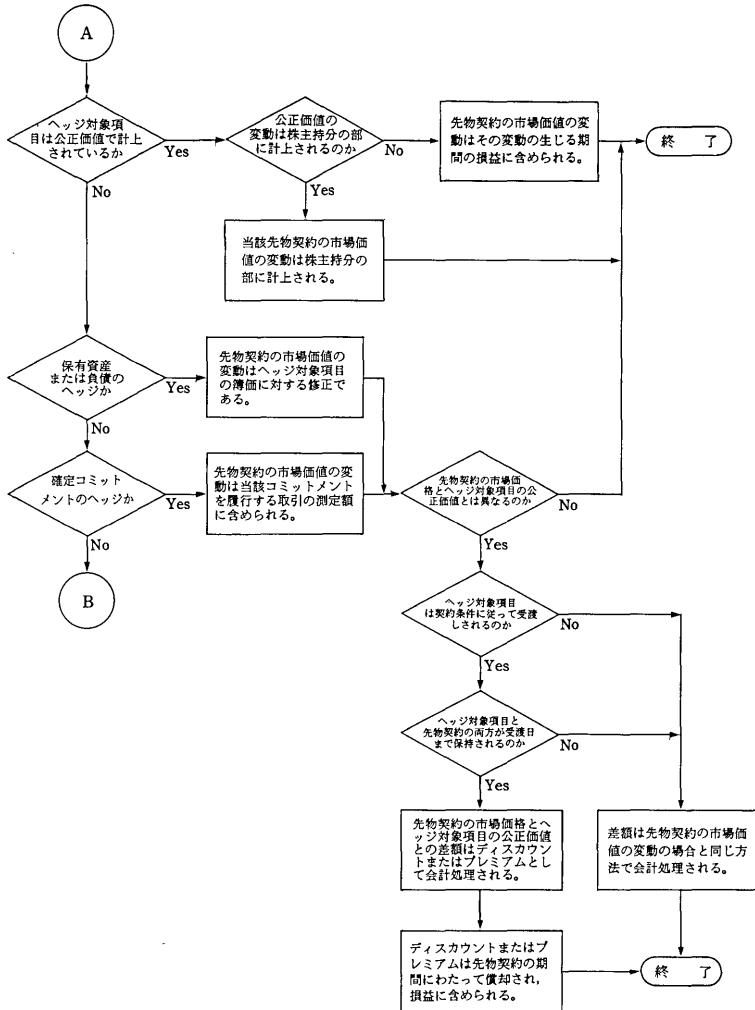
先物契約の会計処理に関するフローチャート

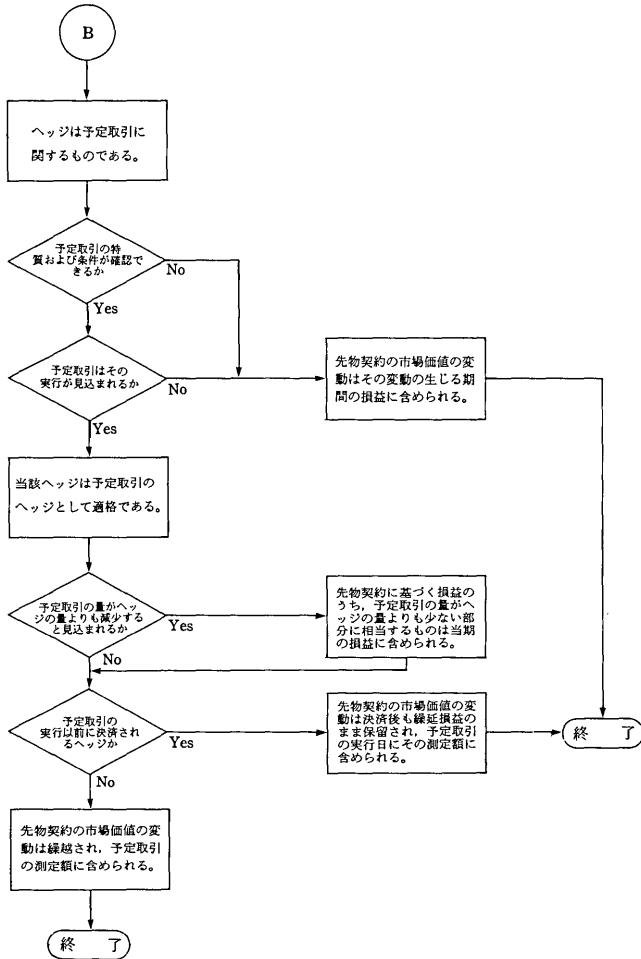


☆ 先物契約の市場価値は、先物契約の市場価格に契約量を掛けたものに等しい。

☆☆ 先物契約とヘッジ対象項目との間に高い相関関係がみられなくなった場合には、当該先物契約をヘッジとして会計処理することを中止し、ヘッジ対象項目のリスクによって相殺されていない先物契約の市場価値変動相当額を損益として認識する。

(88) このフローチャートの出所は、Bill D. Jarnagin, Financial Accounting Standards: Explanation and Analysis, 9th Edition, Commerce Clearing House, Inc., 1987, pp. 993-995であるが、若干、表現を修正したところがある。





5. むすび

以上、先物契約締結時の会計処理、ヘッジ規準、および、先物契約の市場価値変動の認識について検討してきた。先物契約締結時の会計処理では、先物契約を、会計上、資産および負債として認識することを主張した。ヘッジ規準では、ヘッジとしての有効性規準が最も重要なものであり、リスク規準は、ヘッジの前提条件として、リスク・エクスポージャーの有無を企業全体基準に基づいて判断する規準であることを指摘した。

最後に、先物契約の市場価値変動の認識では、市場価格の変動が、将来の決済に際しての転売価格または買戻し価格の変動を意味すること、市場価値変動の認識方法として、差金決済法と値洗法があるが、先物契約のユニークな特徴（取引所で日々、値洗いによる決済が行われているということ、および、その結果として生ずる証拠金の増減に対して、現金での受払いがなされるということ）ないし経済実態を適切に反映させるためには、値洗法が適切であること、そして、その場合の認識の基本原則は発生主義であり、ヘッジ目的の先物契約については、ヘッジ対象項目に基づく損益との対応の原則が追加されなければならないことを指摘した。また、取得原価基準を採用している場合に、過去の取引によって確定したヘッジ対象項目の簿価を直接に修正するという処理方法には、いささか問題があり、この点の解決の有効な手段として、先物契約自体の会計上の認識を示唆した。また、このことは、先物契約の実体と結果を、それぞれ貸借対照表と損益計算書に反映させることができ、先物契約を会計上、一層完全に表現することを可能にする。先物契約自体を会計上の認識対象とし、資産および負債として認識した場合の会計処理方法については、近日中に、雑誌『会計』に発表する予定である。